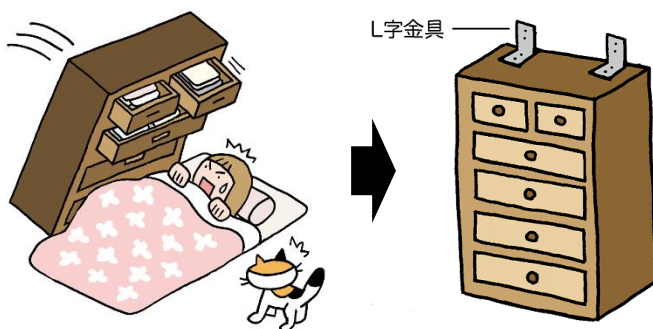


南海トラフ地震等に備え、家具・冷蔵庫・テレビなどの固定はお済みですか？

静岡市は、予想される南海トラフ地震等に備え、家具などの移動、転倒による圧死や負傷などの被害を未然に防ぐため、高齢者だけでお住まいの方などが、家具などの固定金具を大工さんなどに取り付けてもらう費用の補助を行っています。

■ 補助対象となる家具の種類について

- ① 家具(タンス・食器棚・本棚など)
- ② 冷蔵庫
- ③ テレビ
- ④ 仏壇
- ※ 小物家具などの固定を除く



■ 補助対象となる世帯構成について

1	世帯構成員のすべてが65歳以上である
2	世帯構成員のすべてが65歳以上の者及び15歳未満の者又は18歳未満で就学している者により構成されている
3	世帯構成員が身体障害程度等級 1級又は2級の身体障害者手帳の交付を受けている
4	世帯構成員が療育手帳の交付を受けている
5	世帯構成員が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
6	世帯構成員が介護保険法に基づく要介護、要支援の認定(介護保険被保険者証に要介護、要支援の記載)を受けている

■ 補助制度の内容について

※固定する家具などは、4点までが補助金の対象となります。

固定する家具などの数	補助率と額
1	対象経費の2/3以内の額とし、6,000 円を限度とする
2	対象経費の2/3以内の額とし、8,000 円を限度とする
3	対象経費の2/3以内の額とし、10,000 円を限度とする
4	対象経費の2/3以内の額とし、12,000 円を限度とする

■ 補助金の申し込みについて

○ 工務店・大工さん等に依頼するときは・・・

※ 施工業者(工務店・大工)さんに依頼する場合は、必ず取り付け工事をする前に補助金交付申請を行ってください。

※ 「取り付け確認」は、下記のいずれかの資格を有する者の確認が必要です。

① 建築大工技能士 ② 静岡県耐震診断補強相談士 ③ 建築士

○ お知り合いの工務店・大工さん等がない場合は・・・

静岡市 建築安全推進課 安全推進係 へご相談ください！

TEL 054-221-1124

○ 補助金の申請書類

次の書類を 静岡市 建築安全推進課 安全推進係 へご提出ください。

交 付 申 請 提 出 書 類	完 了 報 告 書 提 出 書 類
1 補助金交付申請書	1 完了実績報告書
2 工事見積書の写し	2 領収書の写し
3 高齢者・障害者等世帯を証明する書類	3 設置工事前・工事後の写真
4 補助金交付請求書	

○ 注 意

- 1 市営住宅を除き借家の場合は、大家さんの承諾が必要です。
- 2 マンションについては、賃貸・分譲ともに管理者の承諾が必要です。
- 3 家の構造によっては、家具の固定ができない場合があります。
- 4 事業者による転倒防止金具の取り付けの場合のみ補助の対象となります。
- 5 補助額は経費の2/3以内で、限度額がありますので、それ以上は自己負担となります。

お問い合わせは

静岡市 建築安全推進課 安全推進係（静岡庁舎 5 階）

TEL：054-221-1124 FAX：054-221-1135

ホームページ [静岡市 耐震対策](#) [検索](#) ←こちらをクリックしてください